

世帯と人口	
8月1日現在	
人口	312,891(前月比837)
男	155,749(486)
女	157,142(351)
世帯数	136,948(438)
(住民基本台帳による)	

広報としま

発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 番 (981) 1111 千 170 編集 広報室

**選ばれた木と花
まちいつばいに**

区では、これを契機に公園をはじめ、区の公共用地などに、「そめいよしの」を植樹し、また区民のみなさんの家庭で「つつじ」を育てていただくよう呼びかけるなど、緑化運動を積極的におし進め、緑ゆたかなるおののある豊島区をめざしてまいります。

区の木はそめいよしの花はつつじ

緑のシンボル決まる

豊島区の緑のシンボルとなる木と花を選定するため、区民のみなさんから区にふさわしい木と花を募集いたしましたところ、六月二十四日の締切りまでに五九六票が寄せられました。この応募状況の結果などを尊重しながら、七月二十六日に開かれた選定会議を経て、得票数のトップどおり、木は「そめいよしの」、花は「つつじ」と正式に決定いたしました。なお、準入選の木は「いちちょう」、花は「山吹」が選ばれました。

応募内容

家族ぐるみの

応募が目立っています

応募数五九六票中、無効票六六で有効票は五三〇(内二票は木を棄権しました。性別は男二五五人、女二七五人、年齢別にみますと21才以下30才が一〇五人、10才以下が九一人、41才以上50才が七一人、11才以上20才六五人、61才以上70才が六〇人の順で、主婦や85才のおとしよりの方から幼稚園児のお子さんまで応募されました。とくに家族ぐるみで投票されたことが目立っています。☆木は「さくら」がトップ

五二八票中、さくらがトップで七五、



駒込西蓮寺周辺の「そめいよしの」



駒込駅の「つつじ」

災害が発生したとき、被害を最少限に抑止するためには、日頃からの訓練が大切です。今年も、大震災を想定して、総合防災訓練を実施することになりました。

区総合防災訓練を実施

『震災記念日』の9月1日に

この訓練は、区および防災関係とを目的とするものです。係機関と地域住民が一体となって、大地震時における必要な措置の迅速、的確な処理、並びに機関相互の協力態勢の緊密化をはかると共に、地域住民による初期消火訓練、避難訓練を実施し、防災思想の普及をはかること

◇訓練項目：本部設置および運

的に由緒があり、全国的に知られ、また、東京の花にも選ばれているなどの理由で選ばれました。花の「つつじ」(さつきを含む)は一般に植樹しやすく、しかも公害に強く美観的にすぐれ、歴史的にも由緒があるなどが、おもな理由で選ばれました。

いずれも、応募得票数のトップが選ばれたわけですが、この会議の結果を尊重し、正式に選定されました。

七月二十六日に選定会議を開きました。委員には植物学者、植物愛好者、郷土史研究者、教育関係、地域代表の方をはじめ、区議会議員のほか、区職員がこれにあたりました。会議は、応募の結果を参考にしながら進められました。その結果、木の「そめいよしの」(さくらの一種)は、歴史

「木」「いちちょう」「花」「山吹」

なお、木の「いちちょう」、花の「山吹」は、歴史的背景などからみて、準入選にすることにしました。

準入選

木「いちちょう」

花「山吹」

八月三日午後、区役所会議室において入選・準入選種目を正式にかかれた票のなかから、厳正なる抽せんにより、次の方々が選ばれました。近く記念品が贈られることになっています。

当選順 (敬称略)

入選・準入選の方に
記念品をお贈りします

九月一日は『震災の日』この日午前十一時五十八分、都内いっせいにサイレンが鳴ります。そのサイレンを合図に、各ご家庭では、火気を全部消して、火の元の点検に努めてください。い。『地震がおきてても火を出さず』みなさんのご協力をお願いいたします。

防災関係についてのお問い合わせは、総務課防災係内線20へ

『休日診療テレホンセンター』の

電話番号が変わっています……

(986) 2321

(982) 5183

前月号の「広報としま」でお知らせしましたとおり、休日診療テレホンセンターの電話番号が、上記のように変わっています。ご利用したいときは間違いないようにお願いいたします。

◇休日診療制度のあらまし

▽利用できる日：日曜・祝日と振替休日

▽利用できる時間：午前9時午後5時

▽診療は：主として内科、小児科の急病

※：応診は行ないません。

※：通常の医療業務と同じ扱いです。健康保険証、老人医療証をお忘れなく。

☒くわしくは区の保健衛生係内線20へ。

- (木の入選者) 五名
- 岸野由貴子 池袋二の二〇四一
 - 三村 裕子 池袋二の二〇四六
 - 米須宣太郎 高松二の七
 - 佐藤千鶴子 長崎四の二二
 - 小野寺幹子 池袋二の二〇五三
 - (花の入選者) 五名
 - 松下 光浩 池袋四の四五六
 - 二宮 富枝 長崎三の二二
 - 柳下 さよ 南池袋二の四三三
 - 藤田 ヨネ 要町三の一五
 - 鈴木 延 長崎四の二二
 - 杉田 幸彦 池袋四の四四〇
- (木の準入選者) 三名
- 外村 昌子 西池袋二の六二
 - 星 三郎 巣鴨四の二九
 - 鈴木金治郎 長崎四の二二
- (花の準入選者) 三名
- 中井 祥子 千早町四の四〇
 - 北条 伸幸 南池袋三の一九

いずれも 区に由緒ある木と花

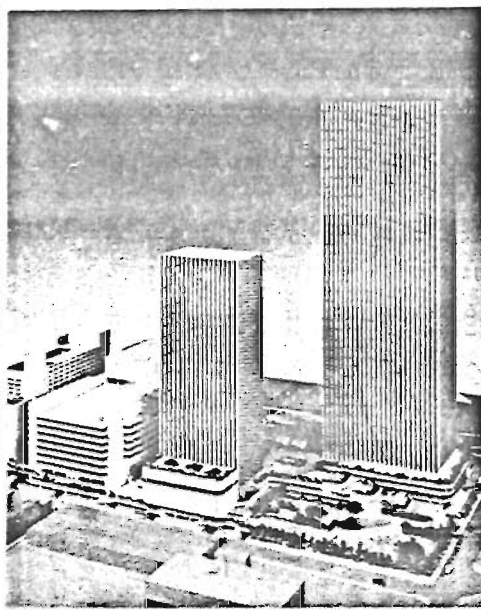
江戸時代から明治初期にかけて、現在の駒込五丁目都立染井盃園周辺の植木屋が「山さくら」の品種を改良「そめいよしのさくら」を生み出しました。それを明治十六年熊谷堤に、同十七年湯島に、同十八年靖園神社でそれぞれ移植されたということがあります。

明治二年(一六五六年)染井に鶴島つつじが植えられ、正徳年間(一七一〇～一七二〇)に伊藤伊兵衛が、つつじを多く栽培していたようです。そして明治四十二年駒込駅の開設に伴い近くの植木屋が駅につつじを贈り、現在のように「つつじの駅」として親しまれています。また目白駅にも地元の方たちの手でつつじが植えられ、六月頃にはみことな花を咲かせています

公害防止協定を結ぶ

区と建築主の間で

旧東京拘置所跡地の高層ビル建設で



(株)新都市開発センターが発表した完成予想図

東池袋三丁目旧東京拘置所跡地の再開発事業が、近く本格的に始まろうとしています。その建設工事のために、周辺住民の方たちが、少しでも騒音や振動などに悩まされたいよう公害防止に万全を期するために豊島区では、このほど建築主の(株)新都市開発センターと協定書を取りかわしました。この協定書は十四項目からなっており、都が企業体と結んだ例はありますが、区独自で協定書交換したのは、二十三区では初めてのものです。その協定内容は次のとおりです。

建設工事に伴う公害の防止に関する協定書

豊島区(以下「甲」という)と株式会社新都市開発センター(以下「乙」という)とは、豊島区東池袋三丁目旧東京拘置所跡地再開発事業(都市計画事業を含む)について、先に甲が乙に対し要請し、乙がこれを了承した文書(昭和四十七年七月五日「公害の防止等に関する措置要請について」)に基づき、乙がその建設工事を施行するにあたり、当該工事に伴う公害の防止に万全を期するため、次のとおり協定する。

- ① 乙は、建設工事を担当する各企業の責任体制を明確にし工事上の管理運営に万全を期するとともに、作業員に対する指導、教育を徹底すること。
- ② 日曜日、祝日および年末年始は、作業を行わないことただし、騒音、振動等を発しない軽作業および保安上必要な緊急作業については、この限りでない。
- ③ 作業時間は、午前七時から午後六時までとし、その後一時間は残務整理の時間とするただし、保安上必要な緊急作業についてはこの限りでない。
- ④ 騒音または振動の著しい工事については、その作業時間を午前八時から午後五時までとする。ただし、くい打工事については、午前九時から同十一時三十分までと午後一時

三十分から同四時までとするなお、くい打機には防音カバー等を取り付けること。

- ⑤ 土砂の搬出および建設用資材の搬出入による、道路の破損と振動を防止するため、敷地周辺および幹線道路に至る区道を、乙の負担において舗装改修すること。その施工範囲、施工方法等については甲・乙協議して別に定める。
- ⑥ 土砂搬出用ダンプカー(以下「ダンプカー」という)については、乙の責任を明らかにするため、明瞭な標示を車体等に付定すること。
- ⑦ ダンプカーの運行する道路の清掃については、乙において常時、要員および機械を配置し、適切に実施すること。その範囲については、甲・乙協議して別に定める。なお、ダンプカーの出口には、洗車設備を設けること。
- ⑧ 土砂および工事に伴うほこりについては、散水等により風による飛散を防止すること。
- ⑨ 防塵機の使用は極力自粛することとし、使用する場合はその周辺に防塵設備を遵守すること。
- ⑩ 乙は、敷地の周辺地域に、敷か所の観測井戸(既設を含む)を設計し、地下水位および水質を測定し、その測定結果を毎月、甲に報告することとし、異常な変化を観測した場合、甲と協議の上、直ちに対策を講ずること。
- ⑪ 電波障害が発生したときは乙は、直ちに対策を講ずること。この場合、対策設備の設置およびその維持管理に要する費用は、乙の負担とする。
- ⑫ 乙は、気象に関する常時観測を行ない、その測定結果を毎月、甲に報告すること。
- ⑬ 乙は、住民の苦情窓口を一本化し、その窓口の位置、出入口、責任者の氏名および電話番号等を、附近地の住民に明示するとともに、常に住民の苦情を受けられるよう、体制を整備すること。なお、苦情の内容およびその処理結果を毎月、甲に報告すること。この協定が成立したことを証するため、本書二通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。
- ⑭ 昭和四十八年七月二十日(三十一日)年(一月二日)の同日から、

10月1日オープン 千早社会教育会館

利用の「あんない

千早社会教育会館は、十月一日に開館します。地域住民の社会教育活動の育成をはかるための施設として、学習のための各種成人学校、教養講座、美術文化教室、祝賀関係の事業などの開催を予定しています。また、この会館は社会教育関係団体などの利用のほか、区内在住の勤者の会合、自主グループの活動の場として利用できることになっていきます。



- あき室があるときは、管理の運営上支障のない限り、昼休み時、あるいは帰宅途中のしばしの時をレコード鑑賞、話し合い、卓球などに簡単な手続きで、気軽に利用できます。
- ◆開館時間: 午前九時～午後九時まで
- ◆利用区分:
 - 午前九時～午後九時まで
 - 午後一時～五時まで
 - 夜間 六時～九時まで
 - ◆休館日: 毎週月曜および毎月第三日曜(ただし十月一日と毎月第三日曜の翌日を除く)、国民の祝日(その日が前記の休館日にあたるときは、その翌日、年末(十二月二十八日

- りについては、散水等により風による飛散を防止すること。
- ⑯ 工事の進捗に伴い、工事場の外観および工法の変化時点(地下躯体、地上躯体、地上階仕上げおよび高速道路の各工事着手時)において、乙は、それぞれの工事計画を、甲および附近地の住民に説明すること。
- ⑰ 乙は、住民の苦情窓口を一本化し、その窓口の位置、出入口、責任者の氏名および電話番号等を、附近地の住民に明示するとともに、常に住民の苦情を受けられるよう、体制を整備すること。なお、苦情の内容およびその処理結果を毎月、甲に報告すること。この協定が成立したことを証するため、本書二通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。
- ⑱ 昭和四十八年七月二十日(三十一日)年(一月二日)の同日から、

- ◆使用料: 無料(ただし陶芸がマカス代、作品展示用パネル賃借などは利用者実負担)
- ◆施設の内容 (内利用定員)
 - ☆地階(集会室(25名)、会議室(10名)、視聴覚音楽室(50名)、16ミリ・8ミリ映画会、音源送演、フナータダンス、コーラス、器楽の練習)
 - ☆二階(集会室(80名)会合、講義のほか作品の展示、あき室のときは卓球(二台)もできます。和室(30名)茶道、和洋裁、会合、事務室、ロウカー室(80名分)。
 - ☆二階(集会室(35名)、美術文化教室(30名陶芸がま付)絵画、彫刻、工芸など、生活実習室(30名)料理教室、華道、会合など。
- ◆利用申込み方法: 十一月以降の利用申込みは次のとおり

- ★小中学校職員募集
- 職種は一般用務で四十歳未満の男女。希望の方は教員係(内線44)まで履歴書お持ちください。
- ★児童養育所の非常勤職員募集
- 勤務は西栗原児童養育所週四日。条件は教員、保母または児童厚生事業に経験のある三十歳以下の方。報酬は月給四万一千円(希望者は履歴書持参のうえ児童係(内線37)まで)
- ◆児童養育所のプログラム
- ◆南長崎児童養育所(期一三〇四二)
- 8日2時半から「キャンプ思い、出会」児童養育所の高野キャンプ・密代キャンプに行つた人全員集合
- ◆池袋児童養育所(期一四九九二)
- 22日「みんなでおお・ゲーム」をしよう。毎週火・水曜「みんな」で体力をつけよう。トランポリン・跳び箱・平均台等。毎週水曜「みんなでおお」をしよう。
- 毎週金・土曜「みんなでおお」をしよう。ドッチボールはか。
- ◆高田児童養育所(期一六六〇〇)
- 12日2時半から「十五夜」。
- 22日2時半から「アリンコ運動会」。
- 29日2時半から「おもしろ運動会」。
- ◆西栗原児童養育所(期一三〇〇一)
- 22日3時半から8・9月の友達を祝う「ハッピーバースデー」。
- 29日2時から「第二回親と子の講習会」テーマ「遊び」と「読書」。講師は井出村由井先生。
- ◆消費者講座のお知らせ
- 今回のテーマは「化粧品を考える」。講師は百貨店化粧品についてのお話し。講師は地場通商事務局長の田中里子氏。開催日は9月26日(日)民センター。同27日が東野厚生会館でいづれも午後一時半から。受付は9月1日より午後五時消費生活係(内線37)で定員50名先着順
- ◆婚礼に関する総合展示会
- 結婚シーズンを迎える区・豊島会共催の共催で、9月16日前9時～6時、豊島区民センター1000九で開きます。各種相談も受付。
- ★体力テスト用具の貸出し
- 体力の測定をしてみませんか。貸出し先は体育係内線44です。

「高松児童館」9月9日に開館

グループ遊びで「創造力」を!



子どもたちの健全な遊び場、区立高松児童館は、昨年十月から工事を進めており、いよいよ九月九日(日)区内で五番目の児童館としてオープンします。建設場所は高松二丁目三十四番地で、区立「高松」ことぶきの家」と併設されており、規模は鉄筋コンクリート造り二階建て、建築延面積は約五四一平方メートルで一階の一部と二階が児童館です。窓から光がいっぱいあふれる明るいモダンな建物です。未来にはばたきたい子どもの心身の成長と、グループ活動をおして創造力を豊かにするため、地域の果樹として、いろいろな器具が備えられ、自由に利用できるように設計されています。当日は千名もの子どもたちに、開館記念のバッジをプレゼントします。

各部屋のご案内

☆学童保育クラブ室
両親が働いている児童のため、危険防止をはかり、健全な保育を目的としています。

☆遊戯室兼読書室
一人で遊びにくる子どもも、友達といっしょにくる子どももみんな参加できます。子どもたち自身がつくりあげた劇の発表の場、映画会、卓球、ロクボクまたピアノ・オルガン等楽器類が備えてあり、多目的につかえます。

☆読書室(大)
大きなブレイクームです。児童話、物語、図鑑、工作の本が備えてあり自由に閲覧できます。知識を豊かにするためのお役に立ててください。またこの部屋のコーナーに大きな工作台を備えました。大工道具を使ってすばらしい「けっさく」をつくってください。

☆読書室(小)
寝そべりながら空想の世界へいける!そのうえ、友達づくりもできる『じゅうたん』の部屋です。小・中学生のミーティング

わたしの意見を 区長に話そう

区では、お年寄りと区長との話し合い「わたしの意見を区長に話そう」を開催します。おさそい合わせのうえ、お気軽にお出かけください……。

☆対象…区内にお住まいのお年寄り
☆とき…9月19日(水)午後1時30分~4時まで
☆ところ…区立老人福祉センター 南池袋3の5の12
※くわしいことは広報室広聴係(内線 272・273)までおたずねください。

☆毎々十二月二十九日から翌年一月三日までです。くわしいことは、高松児童館(電話71-17) 整理のため休館します。

建築基準法などの法律が改正されたとします。防火地域では原則として木造の建物は禁止されます。現在建てられている建物が、法律に適合しなくなる場合があります。このような場合に、問題になるのが既得権です。いまのままで使用することは差支えない建物は、増改築等してその防火地域に適合する場合は全面的に増改築をしない限り、既得権としてそのまゝ使用が認められますが、建にしなければなりません。

建築基準法と既得権
このように極端な場合には、一定の限度内なら既得権が尊重されるべきです。防火地域に適合しない部分があれば既存の部分でも増改築が認められて適合させねばなりません。このことが原則的な考え方です。このような緩和は、建物の構造や現とに建て替える必要とする場合など建物の用途を制限する用合があります。例えば、現在準防火地域などにありますが、具体的などは建築基準法に詳しく、改正後防火地域に指定され規定されております。

校庭開放

道和中校校庭 少年野球に解放

また一つふえる… 9月1日から登録受付

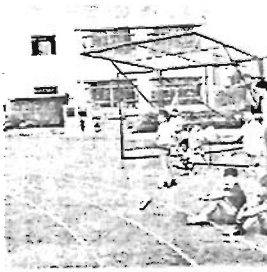
区では、スポーツ施設の不足を補うため、中学校の体育施設を一般のスポーツのために開放してまいりましたが、本年度は区立道和中学校の校庭を少年野球に開放することになり、現在防球ネット、器具庫等の設置工事を進めています。十月中旬から使用できる予定です。

ご利用は区内の少年野球のチームで、登録したチームに限り、この登録は、九月一日から区役所体育課で受け付けます。(用紙は体育課にあります)

開放日は、毎日曜日と祝日で二時間を一回とし、午前九時から午後五時まで、料金は一回百円です。

なお、すでにあなたのお近くの長崎中学校々々、南長崎四の二二(二二)サッカー・陸上競技、西果鴨中学校、南大塚三の二(一八)の道和中学校体育館、西池袋四の七の(パレオ)ール・パトミニオン卓球・バスケットボールコート、大塚中学校々々、西果鴨三の一七の一(少年野球・少年サッカー)を開放していますので、あわせてご利用ください。

くわしいお問い合わせについては、体育課管理係(内線44)までどうぞ。



私立幼稚園園児の 補助金のお知らせ

区では、私立幼稚園に通っているお子さんの保護者の負担を軽くし、幼稚園教育の振興と充実をはかるため補助金を交付しています。

補助金を受ける人は…
昭和四十八年四月一日以降、豊島区に住んでいるか、または住んでいた保護者(住民基本台帳若しくは、外国人登録原簿に記載されている人、または記載されていた人)で、私立幼稚園に通っている園児(四歳児・五歳児)の保育料を納めた方。

※四歳児とは、昭和四十三年四月二日から昭和四十四年四月一日までに生まれたお子さん。
※五歳児とは、昭和四十二年四月二日から昭和四十三年四月一日までに生まれたお子さん。

補助金額は…
・四歳児一人につき月額一〇〇〇円
・五歳児一人につき月額二〇〇〇円。(今回は、昭和四十八年四月から九月までの六か月分が交付されます。)

なお、この他に五歳児一人につき月額一五〇〇円が交付されます。

申請手続きなどは…
申請手続きの方法、申請書類等については、九月中旬に各幼稚園を通じて保護者にご連絡いたします。なお、豊島区に住んでいて幼児を他県(埼玉県・千葉県等)へ通園させている方は、区役所までお知らせください。

お問い合わせは 総務部総務課係 電話71-111 内線211・212へ

◆16ミリ発音機操作講習会
期日は1回目9月3・4・6・10・11日、2回目9月13・14・17・20・21日。時間、1回目(夜の部のみ)と2回目夜の部は午後6時~9時、2回目昼の部は午後2時~5時、受講資格は区内在住。在勤の方で18歳以上の方。申込みは8月31日中に申込書を持って直接文化係(内線44)まで。定員は各コースとも20名、定員超過した場合は翌日抽せんにより受講者を決定します。

◆レコードコンサート
毎週水曜日の夜6時から8時まで区民センター5階音楽室で開いています。9月5日は、世界の国々と軍歌、12日は、ハルモニと「インベンション」。「イタリヤ協奏曲」他を、19日は映画音楽の中のピアノコンチェルトとして「危険な月光」。「恋人たちの曲」。「ソングブック」。「地方の作曲家たち」というテーマで、ドヴォルザークの「交響曲第8番」、スメタナの「我が生涯」他を予定。問い合わせは文化係(内線44)へ。

◆写真教室へのお誘い
9月11日より10月下旬にかけて週2回(火木15回コース)午後6時~8時30分まで年毎で開設。定員30名で先着順に受付。申込は先月8月31日午前9時から教材費千円を添えて文化係へ。

◆初心者軟式野球教室
一般社会人を対象に9月18日(22日)〜(毎日午後6~8時半)の五日間、区立総合体育場で行ないます。受講料は無料(ただし会場使用料は自己負担で一日60円)。全期間出席できる人は9月1日から体育係(内線44)で先着30名まで受け付けます。

◆区民納涼レクリエーション大会
8月25日午前9時午後4時半まで豊島公会堂で開催。種目は民謡・詩吟・刺繍・映画・ラジオ体操・その他。参加者には記念品をさしあげます。主催区レクリエーション協会、区教委。

この日は、区立総合体育場で行ないます。受講料は無料(ただし会場使用料は自己負担で一日60円)。全期間出席できる人は9月1日から体育係(内線44)で先着30名まで受け付けます。

◆区民納涼レクリエーション大会
8月25日午前9時午後4時半まで豊島公会堂で開催。種目は民謡・詩吟・刺繍・映画・ラジオ体操・その他。参加者には記念品をさしあげます。主催区レクリエーション協会、区教委。

お知らせ



国民年金だより

不服審査の申立てができます

「福祉年金の支給を認められず」とか、「身体障害の程度が軽くなって年金がもらえなくなつた」など、国民年金のことで役所の処分に不服や不満があるときは、それが正しい決定かどうか審査してもらうことができます。

- 審査の申立てができるのは
○国民年金加入の資格のこと
○年金など給付のこと
○保険料のことなど

○審査の申立て先は
○社会保険審査室千代田区九の内三二八一一 千代田
東京都民生局国民年金部内
電話四五一一一内線三九五五

○審査の申立て方法は
○審査の申立てを知られた日の翌日から六十日以内に、文書または口頭で。なお、社会保険審査官の決定にも不服なときは厚生省内の「社会保険審査会」で、もう一度審査してもらうことができます。くわしくは、国民年金課適用係(内線三〇)へどうぞ。

奨学生の募集について

池袋育英奨学会では、奨学生を次の要領で募集しています。ご希望の方は応募してください。
○資格 区内に住所のある方
○人員 高校生五名、大学生三名

○奨学金 月額 高校生三千円 大学生四千円
(返還の義務はありません)
○応募用紙交付締切 9月13日
○応募締切 9月20日正午
○応募用紙の交付とお問い合わせは南池袋1の16の15
西武鉄道ビル二階
池袋育英奨学会事務局
電話三三二一一(大代表)

なお、応募書類は、お返しできませんのでご了承ください。

子宮がん検診のお知らせ

発生率の高い子宮がんを予防するため、区医師会の協力を得て、満三十歳以上の婦人を対象として子宮がんの検診を行います。
1受付 検診期間 九月一日から十月三十一日まで(日祭日は除く)
2申込方法
(1)直接区の保健衛生係の窓口かまたは官製ハガキに住所氏名生年月日・電話番号等を記入のうえ郵便でお申し込みください。受診券をお渡しします。

青年館の休館日

従来、毎週日曜日・国民の祝日の翌日(ただし毎月第三日曜日の翌日を除く)が休館日でしたが、九月一日から左記の通り変更になります。
①毎月第三日曜日・および毎週月曜日(ただし毎月第三日曜日の翌日を除く)

道路台帳作成の測量にご協力を

区では、道路台帳を作成するため、測量を行なっています。今年実施する地域は、高松一丁目目、西池袋五丁目、池袋二丁目、

競技種目

Table with 5 columns: 種目 (Event), 内容 (Content), 期日 (Date), 申込締切 (Application Deadline). Lists various sports events like クレー射撃, バスケットボール, ソフトボール, etc.

区民秋季体育大会

- とき 9月11日
○ところ 区立体育館他
○種目 右表の12種目
○対象 区内在住・在勤者
○申込先 教育委員会体育係(電話での申込みはできません)
○参加費 一人百円から五百円(位まで)種目により異なります。納入は、申込みの際に願います。

老人福祉センターから

老人福祉センターがオープンしてから一年四か月が過ぎました。お年寄りに社会の一員として、健全明朗な老後を積極的に過ごしていただくこと、各種の相談や教室・老人大学・講演会などをこなしてまいりました。皆さまにも負けず皆さん元気で、毎日満員の盛況です。「高松ことぶきの家」を初めとして次々に「ことぶきの家」が建設されますが、目的とするところはセンターと同じであり、各種教室等の事業はセンターと連携をとりながら、積極的に進めていく方針です。利用者の皆さまに愛される魅力ある施設にしたいと願っています。

住宅統計調査にご協力ください

十一月一日現在で、昭和四十八年「住宅統計調査」が全国的に行なわれます。この調査、統計法にもとづいて行なわれる統計調査で、住宅の現状や世帯の居住状態のほか最近問題となっている日照など住宅環境を把握して、住宅関係諸施策の基礎資料を作るための調査です。調査の実施機関は総務府で、昭和四十五年国勢調査区から抽出された指定地域について調査を行ない、地域内のみならず住宅や世帯について申告していただくことになっていきます。

老人福祉センター

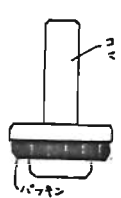
九月下旬から十月中旬の間に調査票の配付や取集のため、知事が任命した統計調査員がお伺いしますが、調査票に書かれたことを正確に記入してください。

軽自動車の検査が開始されます

10月1日から道路運送車両法により軽自動車の検査が開始されます。対象となる軽自動車は定められた期間内に、検査場で検査を受け、検査標章(ステッカー)を貼ります。

官公所だより

ことからは他にもらすことを法律で禁じられており、統計を作るときは協力してください。この調査の趣旨をご理解いただき協力くださるようお願いいたします。調査についての問い合わせや問い合わせは総務部総務課、統計調査係 電話〇一一一 内線二一九へ。



節水ゴマをさしあげます

水道の蛇口から必要以上に出る水の量は、バカになりません。水道局では、これを防ぐため、「節水型節水ゴマ」を無料でさしあげています。このゴマは、蛇口の開き度120度までは、従来の約半分の水量しか出ませんので、ムダ水の防止に大へん役立ちます。おついでにときに水道局北部第一支所(一三二四一)目白学習院前にお立ち寄りください。

住宅用地の調査にご協力を

ことしの地方税法の改正に伴い、住宅用地にかかる固定資産税は、住宅用地以外の土地と区別されて算定されることになりました。豊島区税務事務所では、その算定のために住宅用地の調査を行ないます。その際には、ご協力をお願いいたします。お問い合わせは、固定資産税課土地係 電話二二二(代表)

老人福祉センター 八月-三月の事業予定

Table with 3 columns: 事業 (Activity), 期間 (Period), 期 (Term). Lists activities like 美術教室, 文化祭, 老人大学, etc.

老人福祉センター

九月下旬から十月中旬の間に調査票の配付や取集のため、知事が任命した統計調査員がお伺いしますが、調査票に書かれたことを正確に記入してください。

福祉特集

おとしよりの皆さんへ

いつまでもお元気で

一日々を楽しく

長寿を祝う

敬老大会

9月15日

多数ご参加ください

ながいあいだ社会につくしてこられたおとしよりを敬い、長寿をお祝いするため、区ではことしも多彩な催しを行なう計画をたて、いまその準備を進めています。ひとりでも多くご参加くださるようお待ちしております。

60歳以上のおとしよりに

区では、社会福祉協議会と老人クラブ連合会の

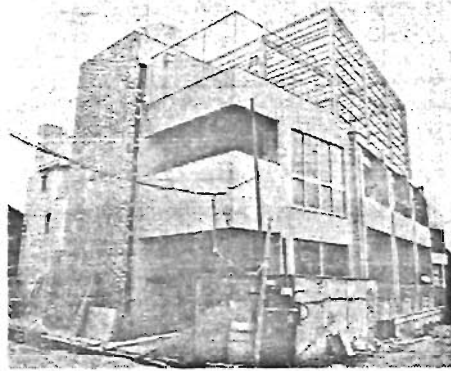
GNP世界第二位の国「日本」も、こと社会保障に話がおよぶと、急に声小さくなります。社会保障給付費のGNPに占める割合は、西欧先進国の半に過ぎません。また統計によれば老人福祉の先進国は、同時に子どもや働く人々にとっても福祉の先進国だといふことなのです。つまり、おとしよりへの福祉は、人間の特殊な状態に対してではなく、私たち一人一人の生涯福祉の問題だといふ当然のことを指しています。このような時代の要求にこたえて、豊島区では、行政のなかでも老人福祉を重点施策として積極的にすすめています。そこで、今号は特に、福祉の問題について特集いたしました。

完成間近

9月8日

オープン

高松ことぶきの家



お話し合いと

お友達づくりの場

「区立高松ことぶきの家」と区立高松児童館は、四十七年十月に工事を始めましたが、最後の仕上げを急いでいます。所在地は、高松二丁目三十四番地で、高松小学校の隣です。このことぶきの家では、地域の六十才以上の方々に、健康で明るい生活を送っていただくために、次のような事を行ないます。☆いろいろな生活職業相談 ☆健康相談 ☆各種の教室等を開きます。おとしよりの方々に楽しく話し合いながら友達づくりの場にしていただくことと、各種の教室にもご参加いただき、充実した明るい日々を過ごしていただくことと、皆様のご利用をお待ちしております。

◆施設の規模 地上二階 地下一階 敷地面積 八九五・五㎡ 延面積 九九五・六㎡ ことぶきの家：四五四・五㎡ 児童館 五四一・一㎡ ◆施設のご案内 ○相談室 家庭のことや仕事のことなど悩みごとの相談を受けて、解決へのお手伝いをいたします。また健康に関する相談を受けて利用者の健康指導に当ります。 ○療養室 浴室内に、気泡浴脱着装置があり、各種の教室にもご参加いただき、充実した明るい日々を過ごしていただくことと、皆様のご利用をお待ちしております。

◆事業のあらまし 教室としては、書道・レクリエーション・映画会・講演会・老人クラブの会合の会場として使用し、囲碁・将棋盤も備えてあります。 ○教室 読書やグループ活動の場として使います。

◆利用の申込みは、受付へこ本 (1)利用の申込みは、受付へこ本 (2)二回目からは、利用証を受付へお出しください。 (3)利用証は、南池袋の老人福祉センターと共通です。 (4)開館時間 午前九時～午後五時 (5)休館日 毎週日曜日、祝日 (九月十五日を除く)・年始年末(十二月二十八日～一月四日) ご利用はすべて無料です。 ◆利用についての注意 (1)館内の飲酒や、酒気をおびたの入館はご遠慮ください。 (2)貴重品は持参しないように。 (3)その他、部屋の使用等については職員に指示に従ってください。 ※気持よく過ごせるようにお互に協力しましょう。

地域敬老会

町会や婦人会などで催す七十歳以上の方の敬老会に、区からお祝品をお贈りします。

喜寿、米寿のお祝い

七十七歳になった喜寿の方と八十八歳の米寿を迎えた方に、お祝いとして記念品をお贈りいたします。(各町会・婦人会などを通じて)

敬老金

ことしも、敬老の日をお祝いして、つぎに該当される方に、五千円をお贈りします。 ◎九月十五日現在、満七十五歳以上の方(明治三十一年九月十六日以前の出生者) ◎九月十五日現在、豊島区に住民登録をされている方。 ◎外国人の方も含まれます。 該当する方には、九月十日ごろから十五日までに民生委員が

最高齢者区長訪問

区内にお住まいの最高齢者(男一名、女一名)を、区長が親しく訪問し、記念品を贈呈してご長寿を祝福することになっております。(九月十五日)

はり・灸

マッサージの無料奉仕 はり・灸・マッサージ指圧師会の二十年間にわたるご協力により、本年も七十歳以上の方を対象に無料奉仕を行ないます。 ○とき……九月十二日(木) ○申込受付：当日午前十時から午後二時まで奉仕会場受付 この治療についての問い合わせは、豊島区はり・灸・マッサージ指圧師会 07-215まで

無料入浴

区浴場組合のご厚意により七十歳以上の方は、九月十五日に限り、無料で区内組合加盟公衆浴場にはいれます。

寿手帳

六十五歳になられた方には、郵送で寿手帳をお贈りします。これらの行事のお問い合わせは、老人福祉課(内線312・313)へ。

はり・灸・マッサージ奉仕会場	
栗鴨厚生会館 いこい室	栗鴨3-15-20 (910) 9966
池袋東厚生会館 いこい室	東池袋2-55-6 (981) 8558
長崎厚生会館 いこい室	長崎2-27-18 (957) 5252
老人福祉センター	南池袋3-5-12 (984) 5896
高松ことぶきの家	高松2-34 (973) 7440
青年館和室	池袋2-1035 (986) 6740

※お近くの会場へどうぞ

はり・灸で気分さわやか 今日一日



からだの不自由な

—皆さんへ—

重度心身障害者(児)に

10月から毎月一万円支給

区内にお住まいの重度心身障害者(児)で、常時複雑な介護を必要とする方に、10月から月額一万円の手当を支給することになりました。

次の要件に該当する方は、8月から受付けていますので、手続を済ませて下さい。なお、手続は家族の方が代わりにすることが出来ます。

区内には、区内に住む目の不自由な方・耳の不自由な方、肢体の不自由な方が少しでも明るい生活をおくれるよう、生活用品を無料で支給します。

◎目の不自由な方には

▼盲人用腕時計

◎支給対象者——(1)四十八年度(四十八年四月一日)以降に技術を習得された方 (2)生活保護を受けている方

生活補助用具を支給します

◎耳の不自由な方には

▼愛のシグナル

(これは、赤ちゃんの泣き声を光や感触にかえて、母親などを呼ぶものです)

・支給対象者——(1)出産を迎えた方 (2)三才以下のお子さんを養育している方

◎肢体の不自由な方には

▼背もたれ

・支給対象者——(1)下肢または、体幹機能の障害などで身体障害者手帳三級以上の方

(2)愛の手帳三度以上で、自力で長時間座っていることができない方

▼ミニマット(失禁および床ずれ防止用)

・支給対象者——(1)身体障害者手帳二級以上でおもむろに寝たぎりの方(2)愛の手帳二度以上でおもむろしのある方

◎支給申請手続など

物品の支給を受けた方、その他内容についてのご相談は福祉課福祉係 内線356へどうぞ

区内には、区内に住む目の不自由な方・耳の不自由な方、肢体の不自由な方が少しでも明るい生活をおくれるよう、生活用品を無料で支給します。

◎目の不自由な方には

▼盲人用腕時計

◎支給対象者——(1)四十八年度(四十八年四月一日)以降に技術を習得された方 (2)生活保護を受けている方

肢体の不自由な皆さんに

バスハイクで

秋の一日を!



区では、さわやかな秋の一日を、楽しい思い出にしたい。そのため、次のように、バスハイクを行います。

○とき 十月十三日(土)

○ゆく先 三浦半島(油壺マリノパークと城ヶ島)

○定員 一八〇名

○対象 区内にお住まいの肢

区内には、区内に住む目の不自由な方・耳の不自由な方、肢体の不自由な方が少しでも明るい生活をおくれるよう、生活用品を無料で支給します。

◎目の不自由な方には

▼盲人用腕時計

◎支給対象者——(1)四十八年度(四十八年四月一日)以降に技術を習得された方 (2)生活保護を受けている方

働くおとしよりに

求職相談

はたらくたい高齢者(六十歳以上)に、条件にふあった職業の紹介をさせていただきます。

また、高齢者を雇いたい方には、はたらく意志と能力のある高齢者を紹介します。

いずれも申し込み希望者は、直接紹介所へおいでください。

受付は、土日、祝日を除く毎日午前九時から午後四時まで、なお、区立老人福祉センター(南池袋三の五の十二、電話四五八九六)では、毎週金曜日午前十時から午後四時まで出張相談を行なっておりますので、お近くの方はご利用ください。

板橋区大山東一〜一
板橋区民会館内一六六五

区内には、区内に住む目の不自由な方・耳の不自由な方、肢体の不自由な方が少しでも明るい生活をおくれるよう、生活用品を無料で支給します。

◎目の不自由な方には

▼盲人用腕時計

◎支給対象者——(1)四十八年度(四十八年四月一日)以降に技術を習得された方 (2)生活保護を受けている方

7月1日から65歳に

老人医療証の交付

老人健康診査のお知らせ

「老人医療証」のもらえる年齢が、七月一日から六十五歳に引下げられました。これから六十五歳になる方は、誕生月の前月から申請できます。ご本人の所得が一定の基準(単身の場

合で前年中の所得が八十六万三千円以下)以下ならば「老人医療証」がもらえます。

ただし、社会保険の被保険者本人や、生活保護を受けている方を除きます。

◇手続 健康保険証と印かんをお持ちのうえ老人福祉課医療助成係へおいでください。なお、年齢引下げにより七月一日から対象となる方には、すでに「老人医療証」を送付いたしました方が、まだ届いていない場合は当係(内線356)へお問い合わせください。

実施8月20日〜9月29日

六十五歳以上の老人の方に病気の発見や事後の保健指導のため、豊島区医師会の協力を得て行なうものです。ぜひお受けください。

1対象者 明治四十一年四月一日以前に生まれた豊島区民の方(該当の方々は既に受診券等をお送りしましたが、まだ届いていない方はご連絡ください)

2実施期間 八月二十日から九月二十九日まで(日祭日除く)

3ねたきりの方には訪問診査も

都心身障害者

扶養年金制度のお知らせ

心身障害者扶養年金制度とは心身に障害のある人をもつ保護者に万が一のことがあった場合に残された障害者の生活安定と保護者の不安を軽減するため、毎月二万円の年金を支給する制度です。

加入できる方は、からだの不自由な人、精神病、自閉症・脳性マヒなどの障害のある方を保護している方で、四十五歳未満の方ですが、つぎの場合に当てはまる方は、年齢に制限なく加入できます。

○精神薄弱者(児) 公の判定機関で精神薄弱者として判定を受けた時から一年以内の場合

○身体障害者(児) ……公の判定機関で身体障害程度等級で、おおむね四級(脳性マヒは五級)以上の判定を受けた時から一年以内の場合

○精神病・自閉症…精神病・自閉症と判定されてから一年以内の場合

※加入された場合の掛金

加入時の保護者年齢と掛金月額

35歳未満……………一〇〇〇円

35歳以上45歳未満……………一三〇〇円

45歳以上……………一五〇〇円

ただし、生活保護を受けている方や所得の少ない方は、減額または免除されます。

敬老の日

敬老の日

第四十四代元正天皇(女帝は、霊龜三年九月(西暦七一七年)美濃国当麻郡多度山に養老の滝の伝説のある美泉を訪ね、これにちなんで年号を養老と改元し、全国の老人に下賜品を賜ったと伝えられています。この故事にならって、昭和二十六年から全国社会福祉協議会が、暑からず、寒からず老人に最も通した季節と節考えられる九月十五日を「としよりの日」と定め、全国的に諸種の行事を実施してきました。昭和三十八年には、老人福祉法が制定され、老人福祉思想の普及と老人自身に対する激励を目的として九月十五日が「老人の日」と定められました。そして昭和四十一年第五十一国会においてこの日が国民の祝日「敬老の日」として法制化されたわけです。

区内には、区内に住む目の不自由な方・耳の不自由な方、肢体の不自由な方が少しでも明るい生活をおくれるよう、生活用品を無料で支給します。

◎目の不自由な方には

▼盲人用腕時計

◎支給対象者——(1)四十八年度(四十八年四月一日)以降に技術を習得された方 (2)生活保護を受けている方

区内にお住まいの肢

区内にお住まいの肢

区内にお住まいの肢

区内には、区内に住む目の不自由な方・耳の不自由な方、肢体の不自由な方が少しでも明るい生活をおくれるよう、生活用品を無料で支給します。

◎目の不自由な方には

▼盲人用腕時計

◎支給対象者——(1)四十八年度(四十八年四月一日)以降に技術を習得された方 (2)生活保護を受けている方

区内にお住まいの肢

区内にお住まいの肢

区内には、区内に住む目の不自由な方・耳の不自由な方、肢体の不自由な方が少しでも明るい生活をおくれるよう、生活用品を無料で支給します。

◎目の不自由な方には

▼盲人用腕時計

◎支給対象者——(1)四十八年度(四十八年四月一日)以降に技術を習得された方 (2)生活保護を受けている方